

後期高齢者(長寿)医療制度 からのお知らせ

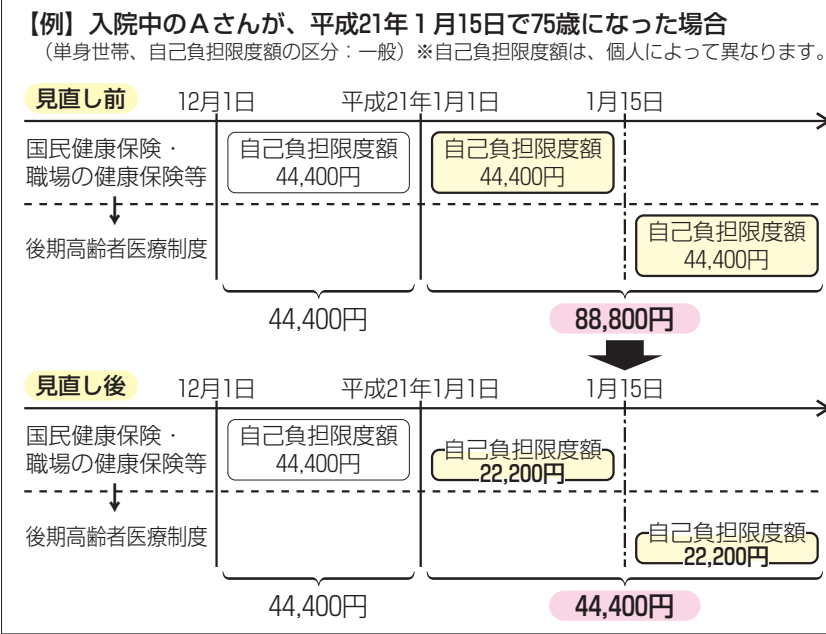
**75歳誕生月の
高額療養費自己負担
限度額が見直されました**

健康保険制度では、1か月に支払った医療費のうち、自己負担限度額(被保険者が1か月に支払う医療費の上限額)を超えた金額が、高額療養費として払い戻されます。

月の途中で75歳になって後期高齢者医療制度に移行した人は、その月は移行前の健康保険と後期高齢者医療制度の2つにまたがるため、これまで、誕生月はそれぞれの制度の自己負担限

度額までの負担となり、ほかの月より自己負担額が増加することがありました。このため、国の制度見直しにより、平成21年1月から、75歳になる月の自己負担額が増加しないように、それぞれの制度の自己負担限度額が本来の額の2分の1に軽減されることになりました(左表参照)。

また、職場の健康保険などの被保険者が、75歳になって後期高齢者医療制度に移行したため、その人に扶養されていた人が国民健康保険に加入した場合も、同様に軽減されます。



なお、同様に平成20年4月～12月に医療費の自己負担限度額が増加した人にも、軽減措置が適用されるよう、現在、国で検討されています。

**医療費の自己負担割合が1割に軽減された人に
保険証を郵送しています**

平成21年1月から次の要件すべてに該当する人は、医療費の自己負担割合が、3割から1割に変わります。

①同じ世帯に、後期高齢者医療制度の被保険者が一人だけである。

②同じ世帯に70～74歳の人がいる。

③①と②の人の収入(※)の合計額が、520万円未満である。

この軽減に該当する人は、平成20年12月中旬に1割負担の保険証を郵送しています。また、この軽減に該当する可能性がある人には、平成20年11月末から12月上旬にかけて、「基準収入額適用申請のご案内」を郵送しています。

※収入とは、平成19年の所得税法上の収入金額(退職所得にかかる収入金額を除く)であり、必要経費や公的年金等控除、基礎控除などの控除金額を差し引く前の額。

**年金天引きから
口座振替へ
変更できます**

保険料の年金天引きから

口座振替への変更は、これまでの収入要件や口座名義などの制限がなくなり、誰でも申請により、平成21年4月の年金天引き分から、希望する名義からの口座振替に変更できることになりました。

ただし、これまでの保険料に滞納がある場合は、口座振替へ変更できないことがあります。

ご希望の人は、平成21年1月30日(金)までに年金天引き停止と口座振替の申請をすると、4月支給分の年金から天引きが中止され、7月から口座振替によるお支払いに変更となります。

2月以降に申請した場合、6月支給分以降の年金から天引き中止になります。

**納付済額のお知らせを
郵送します**

平成20年4月～12月に支払った後期高齢者医療保険料額を記載した「納付済額のお知らせ」を、1月20日ごろに郵送します。確定申告などにご利用ください。

【問合せ先】
▽後期高齢者医療保険料決定のしくみや制度全般について
福岡県後期高齢者医療広域連合(☎651・3111①⑥51・3120)

▽自己負担限度額・割合や口座振替などの手続きについて
各区・出張所の保険年金担当課(下の表にまとめています)

国民健康保険 出産育児一時金の 支給額が変わります

1月から、産科医療補償制度が創設されました。

この制度は、分娩機関単位で加入し保険料を負担することにより、分娩にかか

る医療事故(過誤を伴う事故、および過誤を伴わない事故の両方を含む)で、重度脳性まひになった子どもとその家族の経済的負担を速やかに補償することを目的としています。

この制度に加入している分娩機関で出産した場合、出産費用は分娩機関が負担する保険料が上乗せされ増加しますが、国民健康保険の出産育児一時金の支給額も加算されます。

制度加入の有無は、各分娩機関にお尋ねください。

国民健康保険加入者が出産したとき、出生児一人あたり35万円を支給します。

妊娠12週(84日)以降であれば、死産・流産でも支給します。

■出産育児一時金の加算

国民健康保険加入者が産科医療補償制度に加入する分娩機関で、妊娠22週以降に出産(死産を含む)した場合、出生児一人あたり、35万円に3万円を加算して支給します。

■申請に必要なもの
母子健康手帳・国民健康保険証・印鑑(朱肉を使うもの)・国民保険の世帯主の預金口座が分かるもの。

出産一時金の加算対象となる場合は、出産費用の領収証が必要となります。

また、死産・流産の場合は、医師の証明書が必要となります。

【問合せ先】
産科医療補償制度について
福岡県産科医療補償評価機構(☎03・5800・2311 平日午前9時～午後5時、土日祝日除く)

【後期高齢者医療制度・ 出産育児一時金の問合せ先】 各区・出張所の保険年金担当課

区・出張所	電話番号	ファクス番号
東	645-1102	631-6463
博多	419-1118	441-0075
中央	718-1124	725-2117
南	559-5152	561-3444
城南	833-4123	844-6790
早良	833-4372	846-9921
入部	804-2014	803-0924
西	895-7090	883-6690
今宿	806-9432	806-6811

※入部出張所では、後期高齢者医療制度の手続きは行っていません。

Está 無料フィットネス体験会開催!! 1/30(金) 1/31(土)

気軽さが楽しさの秘訣です! エスタの人気プログラムを体験用にやさしくアレンジしました。

城南店 **ホットヨガ&おなか周りスッキリ運動**
人気のホットヨガ&気になるウエスト対策エクササイズセット!

1/30(金) ① 10:00 ~ 12:00
② 13:30 ~ 15:30

1/31(土) ③ 10:00 ~ 12:00
④ 13:30 ~ 15:30

Está城南 TEL.092-874-2300
城南区七隈8-4-8(七隈ゴルフセンター下) 駐車場完備! 最大3時間まで無料!

香椎店 **いい汗こぼし! 全身引き締めマシン体験ツアー**
マシンエクササイズでカラダに活力! 最後は自慢の温泉でリフレッシュ!

1/30(金) ① 10:30 ~ 12:30
② 13:30 ~ 15:30

1/31(土) ③ 10:30 ~ 12:30
④ 13:30 ~ 15:30

Está香椎 TEL.092-661-6110
東区千早3-6-37(スポーツガーデン香椎内) 駐車場完備! 最大5時間まで無料!

▶ 無料体験会の詳しい内容はホームページでご覧いただけます(PCのみ) | スポーツクラブエスタ | 検索 | 今すぐクリック!